

下記の樹木採取区に下記のとおり樹木採取権を設定したので、選定結果を下記のとおり公表する。

令和4年2月18日
東北森林管理局長

記

- 1 樹木採取区の名称
東北1大曲・船岡樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地及び面積
樹木採取区の指定の公示【東北1大曲・船岡樹木採取区】を参照
(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/jumokusaishuken/sitei/kouji-tohoku1.html>)
- 3 選定された樹木採取権者の氏名又は名称
秋田県素材生産流通協同組合 代表理事 山田 一成

4 選定結果

項目		樹木採取権者	それ以外の者		
氏名又は名称		秋田県素材生産流通協同組合	該当なし		
申請の形式上の要件への適合		適合している			
法第8条の11の欠格事由		欠格事由に該当しない			
法第8条の10第1項の審査		審査基準項目全てに適合している			
法第8条の10第2項の評価	価格点	申請額	100点		
	加算点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	14点		
		事業の実施体制	16点		
		地域における産業の振興に対する寄与の程度	13点		
		林業経営の改善に関する事項	0点		
		雇用管理の改善	8点		
	減点	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	0点		
	合計		151点		